

新公益法人制度の移行期限が迫っています！

社団法人・財団法人

法施行(平成20年12月1日)

特例民法法人(一般社団法人・一般財団法人だが、各種特例により従来通りの運営が可能)

認定申請

(法施行日から5年以内)

認可申請

〈認定の基準〉

- 定款の変更の案が一般社団法人法及び公益法人認定法並びにこれらの政省令の規定に適合するものであること
- 公益法人認定法における公益認定の基準に適合するものであること

〈認可の基準〉

- 定款の変更の案の内容が一般社団法人法及び政省令の規定に適合するものであること
- 時価評価した純資産額がゼロを超える法人は、作成した公益目的支出計画が適正であり、かつ、計画を確実に実施すると認められること

認定

認可

登記

公益社団法人・公益財団法人

一般社団法人・一般財団法人

改正のポイント

- i. 現在の社団・財団は「特例民法法人」へ移行します。
- ii. 設立に際しては「登記制」となります。
- iii. **公益社団・財団の資格**を得るためには、基準をクリアする必要があります。
- iv. 特例民法法人は公益社団法人等へ移行しないと**解散**とみなされ、法人格がなくなることになります。
- v. 公益法人制度改革に伴い、**会計制度も大きく変わります**。

移行の期限は平成25年11月30日までです！